

# CO・OP 共済・生活クラブ共済 ご加入の皆さま

## 令和6年能登半島地震により被害を受けられた組合員の方へ

この度の地震により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。  
一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

ケガにより、ご入院やご通院をされた場合は、共済金のご請求が可能です。  
また住宅や家財に被害があった場合、被害の程度により共済金・見舞金のお支払いができる場合がございます。  
詳細は、コープ共済・生活クラブ共済ホームページまたは下記にご連絡ください。  
※注 ご加入の共済によっては保障がない場合もあります。

### ケガなどをされた場合

- CO・OP共済《たすけあい》《あいびらす》《ずっとあい》《学生総合共済》《新あいあい》にご加入の方
- 生活クラブ共済ハグくみにご加入の方

ケガの通院、入院、手術などが対象になります。※ご加入の商品によっては保障がない場合もございます。

### 住宅や家財の損壊があった場合

地震を直接の原因として、住宅や家財の損壊があった場合、被害の程度によって共済金・見舞金がございます。

- 《たすけあい》《あいびらす》《ずっとあい》《学生総合共済》にご加入の方

居住している住宅および家財の損害額が20万円以上の場合、異常災害見舞金規則により見舞金をお支払いいたします。

全壊・全焼／半壊・半焼／流失	50,000円
一部壊・一部焼・床上浸水	10,000円

※1世帯に1回のお支払いとなります。

※全壊・全焼／半壊・半焼／流失／一部壊・一部焼・床上浸水の認定は規則に沿って行います。

※《たすけあい》の一部のコースにある住宅災害共済金については、地震・津波・噴火による住宅災害は支払対象外となります。

- 火災共済にご加入の方

火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。

※「貸家」「空家」の場合は、支払対象外となります。

※建物本体以外の門、塀、物置、車庫、納屋などの損害は、お支払い対象となりません。

- 自然災害共済にご加入の方

#### 地震等共済金 ※一部抜粋

損害額	支払額
100万円超	加入口数に応じてお支払い

#### 地震等特別共済金

損害額	支払額	
	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	45,000円	30,000円

※その他、建物本体以外の門、塀、物置、車庫、納屋などの損害は、一部保障になる場合があります。

### お問い合わせ先

CO・OP共済《たすけあい》《あいびらす》《新あいあい》《ずっとあい》《学生総合共済》にご加入の方  
0120-85-9431 月～土 9:00～18:00

生活クラブ共済ハグくみにご加入の方  
0120-220-074 月～金 9:00～17:00

CO・OP火災共済に加入の方：0120-6031-43

◆共済事故（住宅損害）の受付に関するご連絡  
CO・OP火災共済事故受付センター 24時間365日受付可能  
⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。

◆現在のご契約に関するお問い合わせ  
CO・OP火災共済コールセンター 月～土（年末年始を除く）9:00～18:00  
⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。